

役員等の報酬に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人楽久園会の理事、監事、評議員（以下「役員等」という）の報酬の支給に関して必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、日額10,000円とする。

2. 報酬はその都度支給するものとする。

3 報酬は対面（ウェブでの会議を含む）の場合のみ支給し、書面での決議の場合には支給しないこととする。

附 則

この規則は平成9年3月1日から施行する。

附 則

この規則は令和3年4月1日から施行する。

ただし、第2条第3項は令和2年4月1日より適用し、施行する。